

資料 1

令和7年米子市議会12月定例会議案

令和7年12月2日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
8 6	米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	総務管財	<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業による市の施設の管理を行う民間事業者を指定管理者の候補者として選定する場合には、事業計画書等の提出及び米子市指定管理者候補者選定委員会への意見聴取を要しないこととするため、改正しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>1 公募によらないで指定管理者の候補者を選定することができる場合として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業による市の施設の管理を、当該特定事業を実施する民間事業者として選定した特定の法人等に行わせる場合を明示することとする。</p> <p>2 1の特定の法人等を指定管理者の候補者として選定する場合には、事業計画書等の提出及び米子市指定管理者候補者選定委員会への意見聴取を要しないこととする。</p> <p>[施行期日]</p> <p>公布の日</p> <p>[参考法令]</p> <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）</p>
8 7	米子市淀江町巡回バス条例の一部を改正する条例の制定について	交通政策	<p>新たに、米子市巡回バスとして「米子市弓浜地区巡回バス」を運行することに伴い、その運行管理に関する規定の整備を行うため、改正しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>1 題名を「米子市巡回バス条例」に改める</p>

			<p>こととする。</p> <p>2 米子市巡回バスとして、「米子市弓浜地区巡回バス」を運行することとし、その愛称は、「よねぎーバス」とすることとする。</p> <p>3 定期券の交付及び回数券の発行に関する規定の整理を行うこととする。</p> <p>[施行期日]</p> <p>公布の日から起算して4か月を超えない範囲内において規則で定める日</p> <p>[参考法令]</p> <p>1 地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>2 道路運送法（昭和26年法律第183号）</p>
8 8	人権尊重のまち米子市をつくる条例の制定について	人権政策	<p>人権に関する課題が複雑化及び多様化とともに、インターネットを利用した誹謗中傷、各種のハラスメント等の新たな課題が生じている現状を踏まえ、「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を見直し、基本理念のほか、人権侵害行為を防止するために必要な事項等を定めることにより、人権に関する問題を解決するための取組を推進し、もって人権侵害のない人権尊重都市米子市の実現に寄与するため、同条例の全部を改正しようとするもの</p> <p>[制定内容]</p> <p>1 米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例の全部を改正し、題名を「人権尊重のまち米子市をつくる条例」とすることとする。</p> <p>2 この条例の理念及び趣旨をより明確にするため、前文を置くこととする。</p> <p>3 次に掲げる事項を定めることとする。</p> <p>(1) 人権尊重の社会づくりを推進するための基本理念</p> <p>(2) 人権尊重の社会づくりに当たっての市、市民及び事業者の責務</p> <p>(3) 真に人権が尊重される社会を実現するための市及び市民並びにこれらに関わる団体及び個人の相互協力に関する事項</p>

			<p>(4) 人権に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項</p> <p>(5) 人権侵害行為の防止その他の人権侵害のない社会づくりの推進に関する事項</p> <p>(6) 人権相談窓口の設置に関する事項</p> <p>(7) 人権教育及び人権啓発の充実に関する事項</p> <p>(8) この条例に基づく施策の推進体制の充実に関する事項</p> <p>[施行期日]</p> <p>令和8年4月1日</p>
89	米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	選挙管理委員会事務局	<p>公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に關し、選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラ等の作成について市が負担する額の限度額を引き上げるため、改正しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>1 選挙運動用ビラの作成に係る費用の基準限度額に係る単価の引上げ 1枚当たり 7円73銭 → 8円38銭</p> <p>2 掲示場用ポスターの作成に係る費用の基準限度額に係る単価の引上げ 1枚当たり 541円31銭 → 586円88銭</p> <p>[施行期日]</p> <p>公布の日</p> <p>[参考法令]</p> <p>公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第200号)</p> <p>令和7年6月4日公布・施行</p>
90	米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	クリーン推進	<p>公共下水道の普及、農業集落排水施設の整備等によるし尿の収集量の減少及び諸物価の高騰に鑑み、し尿の処理手数料の額を引き上げようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>1回のくみ取り量18リットル当たりの処理手数料を、277円（現行：261円）に引き上げ</p>

			<p>ることとする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>〔参考法令〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方自治法（昭和22年法律第67号）</li> <li>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li> </ol>
9.1	米子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	こども政策	<p>子ども・子育て支援法の一部改正により、同法による乳児等のための支援給付の対象となる特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、その基準を定めるため制定しようとするもの</p> <p>〔制定内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子ども・子育て支援法による乳児等のための支援給付の対象となる特定乳児等通園支援事業の利用定員に関する基準を定めることとする。</li> <li>2 子ども・子育て支援法による乳児等のための支援給付の対象となる特定乳児等通園支援事業の運営に関し、次に掲げる事項に関する基準を定めることとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 初回面談</li> <li>(2) 提供拒否の禁止</li> <li>(3) 特定乳児等通園支援に係る費用の支払</li> <li>(4) 特定乳児等通園支援の取扱方針</li> <li>(5) 緊急時等の対応</li> <li>(6) 虐待等の禁止</li> <li>(7) 秘密の保持</li> <li>(8) 事故発生の防止及び発生時の対応</li> <li>(9) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する事項</li> </ol> </li> </ol> <p>〔施行期日〕</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>〔参考法令〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</li> <li>2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）</li> </ol> <p>令和6年6月12日公布</p>

			<p>令和6年10月1日施行（この条例の制定に係る部分は、令和8年4月1日施行）</p> <p>3 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）</p> <p>令和7年11月13日制定 令和8年4月1日施行</p>
92	米子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	こども政策	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法の一部改正により、乳児等通園支援の利用について新たな給付制度が創設されるとともに、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされたことに伴い、その基準を定めるため制定しようとするもの</p> <p>[制定内容]</p> <p>1 乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めることとする。</p> <p>2 乳児等通園支援事業について、次に掲げる事項に関する基準を定めることとする。</p> <p>(1) 設備 (2) 職員 (3) 乳児等通園支援の内容 (4) 保護者との連絡</p> <p>[施行期日]</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>[参考法令]</p> <p>1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）</p> <p>令和6年6月12日公布 令和6年10月1日施行（一部施行日別途）</p> <p>2 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）</p> <p>令和7年1月14日制定 令和7年4月1日施行</p> <p>3 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）</p> <p>令和7年9月10日制定 令和7年10月1日施行</p>

			<p>4 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号） 令和7年11月14日制定 令和8年4月1日施行</p>
93	米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	こども政策	<p>国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準並びに家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、これらの基準について保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設及び地域限定保育士制度の一般制度化並びに家庭的保育事業所等における健康診断の取扱いに関する規定の整備が行われたことに伴い、所要の改正を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことによる法律の改正に伴い、規定の整理を行うこととする。</li> <li>2 家庭的保育事業所等及び放課後児童健全育成事業所に置くべき保育士として、地域限定保育士を加えることとする。</li> <li>3 乳幼児健康診査の内容が家庭的保育事業所等における健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるることとする。</li> </ol> <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日</p> <p>〔参考法令〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号） 令和7年4月25日公布 令和7年10月1日施行（一部施行日別途）</li> <li>2 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）</li> </ol>

			<p>令和7年9月10日制定 令和7年10月1日施行</p> <p>3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号） 令和7年9月16日制定・施行</p> <p>4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）</p> <p>5 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）</p> <p>6 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）</p>
9 4	損害賠償の額の決定について	上下水道局	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償の額を決定しようとするもの</p> <p>1 損害賠償額 372万4,600円</p> <p>2 相 手 方 米子市在住の個人</p> <p>3 事故の概要 令和7年6月26日、上下水道局から委託を受けた作業者が、相手方自宅敷地内に設置された水道メーターの取替えに係る作業を終えて通水したところ、水道管に不安定な水圧が加わったため、当該自宅内のトイレに設置されている温水洗浄便座と当該水道管との接続部分から漏水が発生し、当該自宅の一部が損傷したもの</p>
9 5	米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの指定管理者の指定について	環境政策	<p>米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの指定管理者を次のとおり指定しようとするもの</p> <p>指定管理者に指定する者 米子市彦名新田665番地 公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団</p>

			<p>理事長 伊澤勇人</p> <p>指定の期間</p> <p>令和8年4月1日から</p> <p>令和13年3月31日まで</p>
9 6	米子市福祉保健総合センターの指定管理者の指定について	福祉政策	<p>米子市福祉保健総合センター（併設の米子市保健センター及び米子市老人福祉センターを含む。）の指定管理者を次のとおり指定しようとするもの</p> <p>指定管理者に指定する者 米子市車尾五丁目1番1号 旭ビル管理株式会社 代表取締役 中村輝彦</p> <p>指定の期間</p> <p>令和8年4月1日から</p> <p>令和13年3月31日まで</p>
9 7	米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズの指定管理者の指定について	障がい者支援	<p>米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズの指定管理者を次のとおり指定しようとするもの</p> <p>指定管理者に指定する者 米子市上後藤八丁目9番23号 社会福祉法人養和会 理事長 廣江仁</p> <p>指定の期間</p> <p>令和8年4月1日から</p> <p>令和13年3月31日まで</p>
9 8	米子市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	長寿社会	<p>米子市シルバーワークプラザの指定管理者を次のとおり指定しようとするもの</p> <p>指定管理者に指定する者 米子市錦町一丁目110番地 公益社団法人米子広域シルバー人材センター 理事長 亀岡吉郎</p> <p>指定の期間</p>

			令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
99	米子市児童文化センターの指定管理者の指定について	こども施設	米子市児童文化センターの指定管理者を次のとおり指定しようとするもの 指定管理者に指定する者 米子市末広町293番地 一般財団法人米子市文化財団 理事長 杉 原 弘一郎 指定の期間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
100	米子市観光センターの指定管理者の指定について	観光	米子市観光センターの指定管理者を次のとおり指定しようとするもの 指定管理者に指定する者 米子市皆生温泉三丁目1番1号 皆生温泉旅館組合 組合長 伊坂 明 指定の期間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
101	米子市地区体育館及び屋外体育施設等の指定管理者の指定について	スポーツ振興	米子市地区体育館及び屋外体育施設等の指定管理者を次のとおり指定しようとするもの 指定管理者に指定する者 広島県広島市東区東蟹屋町5番5号 シンコースポーツ中国株式会社 代表取締役 石崎 健太 指定の期間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
102	米子市営湊山庭球場及び米子市営日野川堰運動広場の指定管理者の指定について	スポーツ振興	米子市営湊山庭球場及び米子市営日野川堰運動広場の指定管理者を次のとおり指定しようとするもの 指定管理者に指定する者

			<p>米子市安倍492番地2 特定非営利活動法人 e v e r g r e e n 理事長 川添 北斗 指定の期間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで</p>
103	米子市皆生市民プールの指定管理者の指定について	スポーツ振興	<p>米子市皆生市民プールの指定管理者を次のとおり指定しようとするもの 指定管理者に指定する者 鳥取市東町一丁目220番地 公益財団法人鳥取県スポーツ協会・一般財団法人鳥取県水泳連盟共同企業体 代表者 公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男 指定の期間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで</p>
104	米子市美術館の指定管理者の指定について	文化振興	<p>米子市美術館の指定管理者を次のとおり指定しようとするもの 指定管理者に指定する者 米子市末広町293番地 一般財団法人米子市文化財団 理事長 杉原 弘一郎 指定の期間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで</p>
105	米子市公会堂、米子市文化ホール及び米子市淀江文化センターの指定管理者の指定について	文化振興	<p>米子市公会堂、米子市文化ホール及び米子市淀江文化センターの指定管理者を次のとおり指定しようとするもの 指定管理者に指定する者 米子市末広町293番地</p>

			<p>一般財団法人米子市文化財団 理事長 杉 原 弘一郎 指定の期間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで</p>
106	米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び上淀白鳳の丘展示館並びに米子市埋蔵文化財センターの指定管理者の指定について	文化振興	<p>米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び上淀白鳳の丘展示館並びに米子市埋蔵文化財センターの指定管理者を次のとおり指定しようとするもの 指定管理者に指定する者 米子市末広町293番地 一般財団法人米子市文化財団 理事長 杉 原 弘一郎 指定の期間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで</p>
107	米子市都市公園（外浜区域）の指定管理者の指定について	都市整備	<p>米子市都市公園（東山公園、河崎公園、日野川桜づみ公園、日野川緑地、日野川堰緑地の一部、大和公園及び米子水鳥公園を除く。）のうち、外浜区域の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとするもの 指定管理者に指定する者 米子市河岡954番地1 平井工業株式会社 代表取締役 平 井 圭 一 指定の期間 令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで</p>
108	米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者の指定について	都市整備	<p>米子市都市公園（東山公園、河崎公園、日野川桜づみ公園、日野川緑地、日野川堰緑地の一部、大和公園及び米子水鳥公園を除く。）のうち、内浜区域の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとするもの 指定管理者に指定する者</p>

			<p>米子市西福原五丁目 4 番 6 号</p> <p>YONAGO パークオペレーション共同事業体</p> <p>代表者 サンクリーン株式会社</p> <p>代表取締役 竹ノ内 賢一郎</p> <p>指定の期間</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日から</p> <p>令和 13 年 3 月 31 日まで</p>
109	事業契約の締結についての議決の一部変更について	建設企画	<p>鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所庁舎整備等事業に係る事業契約の締結についての議決（令和 3 年 3 月 24 日議決）の一部を変更しようとするもの</p> <p>変更事項</p> <p>物価の高騰及び労務費の上昇による維持管理費の改定に伴う契約金額の増</p> <p>「688,679,972 円」</p> <p>↓ (+6,215,907 円)</p> <p>「694,895,879 円」</p>
110	令和 7 年度米子市一般会計補正予算（補正第 4 回）	財政	明細別紙
111	令和 7 年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算（補正第 2 回）	財政	明細別紙
112	令和 7 年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第 3 回）	財政	明細別紙
113	令和 7 年度米子市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 1 回）	財政	明細別紙
114	令和 7 年度米子市水道事業会計補正予算（補正第 1 回）	上下水道局	明細別紙
115	令和 7 年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第 1 回）	上下水道局	明細別紙

報告 1 2	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	長寿社会	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和7年10月6日</p> <p>過失割合 市側 10割</p> <p>損害賠償額 3万9,105円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和7年8月5日、福祉保健部の職員が、要介護認定調査のため、福祉保健部所属の軽貨物自動車（以下「市自動車」という。）を運転し、相手方自宅敷地内にある相手方所有の車庫に駐車するため後退させていたところ、市自動車の屋根の後部が当該車庫の出入口上部の壁に接触し、当該壁を損傷させたもの。人身事故なし。</p>
報告 1 3	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	都市整備	<p>法律上、市の義務に属する公の施設の管理の瑕疵による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和7年10月29日</p> <p>過失割合 市側 10割</p> <p>損害賠償額 3万2,157円</p> <p>相手方 米子市在住の個人及びその法定代理人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和7年7月9日、米子市車尾地内の東山公園内の園路に隣接する市の所有地上の立木が倒れ、当該園路を自転車で通行していた相手方に接触したことにより、相手方が、腕の擦過傷及び腰の打撲の傷害を負ったもの</p>
報告 1 4	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	交通政策 都市整備	<p>法律上、市の義務に属する損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和7年11月14日</p> <p>損害賠償額 19万9,100円</p> <p>相手方 鳥取市古海502番地2</p>

株式会社エイト日本技術開発  
鳥取支店

#### 事案の概要

市は、令和7年10月3日に執行した東山公園駅スロープ等設置に伴う概略設計業務（以下「本件業務」という。）に係る公募型指名競争入札において、誤って積算した設計金額に基づき最低制限価格を表示したため、当該入札が適正に執行されなかったことを理由として、相手方との間において締結した本件業務の委託契約を解除した。

このことにより、市は、本件業務の受注者である相手方に対し、本件業務の委託契約を解除した日までにおける本件業務に係る測量、調査及び設計に要した費用の不要な支出をさせて損害を与えた。

報告15	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	建設企画	<p>法律上、市の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>处分年月日 令和7年11月19日</p> <p>過失割合 市側 8割 相手方乙 2割</p> <p>損害賠償額 6万5,335円</p> <p>相 手 方 甲 米子市在住の個人 乙 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和7年9月18日、相手方乙が、相手方甲所有の軽乗用自動車（以下「相手方自動車」という。）を運転して市道錦町三丁目6号線を走行し、米子市米原一丁目地内において、対向して来た自動車を避けるため当該市道脇の側溝の上蓋のある箇所を進んだところ、相手方自動車の左側前輪が当該箇所に連続する当該側溝の上蓋のない部分にはまり、相手方自動車の車体下部及び左側前輪のホイールが損傷したもの。人身事故なし。</p>

(追加予定議案)

	人権擁護委員候補者の推薦について	人権政策	任期満了によるもの 4人 欠員が生じたことによるもの 1人
--	------------------	------	----------------------------------